

公 告

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 7 条の 2 に基づく国有林の地域別の森林計画を樹立及び変更したいので、下記のとおり縦覧に供します。

本件縦覧の内容について意見を有する者は、意見書を提出することができます。

記

1. 縦覧に供する計画書、縦覧場所

策定・変更	森林計画区	計画書名
策定	香川	香川国有林の地域別の森林計画書（案）
	今治松山	今治松山国有林の地域別の森林計画書（案）
変更	南予	南予国有林の地域別の森林計画書 （第一次変更）（案）

縦覧場所：四国森林管理局ホームページ

(<https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/keikaku/sinrinkeikaku.html>)

2. 縦覧期間

令和 7 年 10 月 30 日（木） ～ 令和 7 年 11 月 25 日（火）

3. 意見書の記載内容等

（1）意見書の記載内容

①森林計画区名、②意見提出者の氏名、住所、電話番号（法人その他の団体は、その名称、代表者の氏名、主たる事業所の所在地、ご担当者名、電話番号）、③意見及びその理由（具体的かつ簡潔にお願いします）を、任意様式により記載してください（個人情報に厳重に扱い、外部へは一切公表しません）。なお、意見書記載に使用する言語は日本語に限ります。

（2）提出先

〒780-8528 高知県高知市丸ノ内 1 丁目 3 番 30 号
四国森林管理局 計画保全部 計画課 計画調整官

（3）提出期限

上記 2 の縦覧期間中に提出してください。

（4）提出方法

公告が掲載された四国森林管理局ホームページの「ご意見入力フォーム」から上記（1）の内容を入力して送付、又は上記（2）の担当宛てに郵送にて提出ください。

上記（1）の記載内容に不備や誤りがある御意見、電話や直接の面談による御意見はお受けできません。

（5）意見書の処理方法

上記により提出いただいたご意見は、計画をたてる際の参考にいたします。頂いたご意見について、個別の回答はいたしません。なお、個人情報を除き、ご意見の要旨及びそのご意見に対する処理結果を、樹立及び変更した計画書と併せて公表しますので、あらかじめご承知ください。

4. 本件に係る連絡先

四国森林管理局 計画保全部 計画課 計画調整官
電話 088-821-2100（計画課直通）

令和 7 年 10 月 30 日
四国森林管理局長